

社会福祉法人 富津市社会福祉協議会 利用の手引き

発行にあたって

富津市社会福祉協議会では、地域福祉推進を図るためいろいろな事業を積極的に展開しておりますが、市民の皆様から「利用の仕方がわからない」などの声が聞かれます。

そこで当協議会の事業についてわかりやすく一冊にまとめました。できる限り掲載を心がけましたが、すべてを記載することはページ数等により厳しいものがありますので、読んだがまだわからないなどという場合は遠慮なく当協議会にお問い合わせください。

この冊子が少しでも皆様のお役にたてることを願っております。

当協議会「広報紙」について

当協議会広報紙「福祉ふっつ」を年間2～5回発行し、皆様の生活に役立つように事業紹介や福祉関係の情報などを掲載しております。現在は市内の世帯に区長回覧で配布しておりますので、そちらもご覧いただければ幸いと存じます。



～ 社会福祉協議会のシンボルマーク ～

社会福祉及び社協の「社」を図案化し、「手を取り合って、明るい、幸せな社会を建設する姿」を表現しています。

(昭和47年6月 全国社会福祉協議会 制定)

●この「社会福祉法人富津市社会福祉協議会利用の手引き」は令和6年4月1日現在で作成しています。事業内容等が変更される場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ先 **社会福祉法人 富津市社会福祉協議会**

〒293-0006 富津市下飯野2443番地 TEL 0439-87-9611 FAX 0439-87-9610



社会福祉協議会ってどんなところ 1	
地域福祉事業	● 地区社会福祉協議会 2
	● 子育て支援事業 4
	● ちょっと困ったときのお助け隊 4
	● 在宅ケアサービス事業 4
	● シルバーテレホン友愛サービス事業 4
	● 車いす貸与 5
	● 福祉カー貸出し 5
ふっつ成年後見支援センター	● 成年後見制度 6
	● 日常生活自立支援事業 8
ボランティア	● 富津市ボランティアセンター運営事業 10
	● 災害ボランティアセンター運営事業 11
	● 富津市ボランティア連絡協議会 12
共同募金配分事業	● 総合相談事業 13
	● 法律相談 13
	● 福祉緊急通報システム設置事業 14
	● 音訳奉仕事業 15
	● 福祉教育推進活動 16
	● 交通手段支援事業 17
	● 富津市社会福祉大会 18
	● 福祉バザー 19
	● 生活福祉資金貸付事業 20
貸付金事業	● 社会福祉金庫資金 21
	● 緊急小口資金 22
	● 富津市大佐和地区地域包括支援センター 23
くらしと仕事の相談支援センター 26	
会費・募金関係	● 富津市社会福祉協議会会費 28
	● 愛の募金 28
	● 赤い羽根共同募金 29
	● 歳末たすけあい募金 29

社会福祉協議会ってどんなところ

「社協」って皆さん知っていますか？「社協」とは、「社会福祉協議会」を省略した呼び方です。

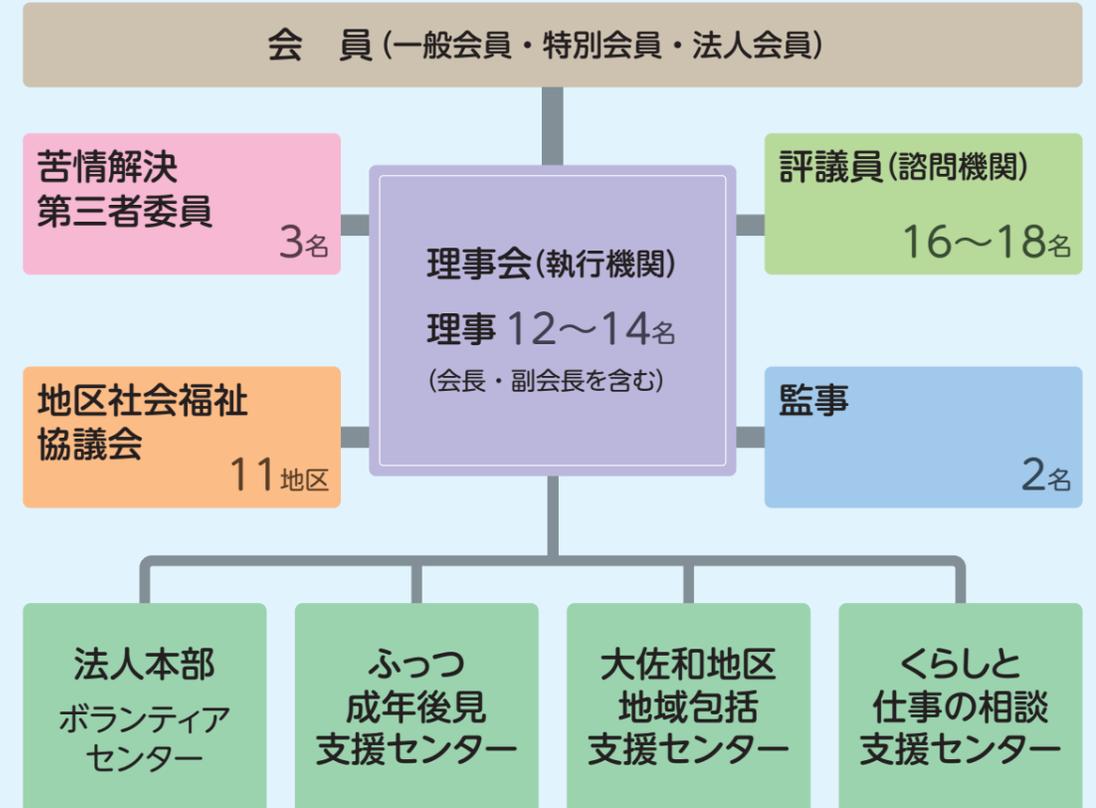
社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に規定されている公共性の高い社会福祉法人として地域福祉の推進をはかることを目的としている団体で、市民の皆さんやボランティア、行政や関係団体・専門組織などの参加・協力を得ながら活動することを特徴としています。

また、民間組織としての「自主性」と地域の皆さんや様々な分野の関係者と連携しながら事業を推進していく「公共性」という2つの側面を併せ持っています。

地域住民が住み慣れたまちで安心して生活できるよう地域に寄り添い、効果的な事業展開を行い、地域福祉活動を推進しています。

社協の組織や構成

当協議会の運営にあたる理事・評議員は、区長・民生委員・地区社会福祉協議会・福祉団体の代表・福祉施設・学識経験者等で構成され、共に連携・協力しながら地域福祉の推進を図っています。



社会福祉協議会で行なっている地域福祉事業には大きく分けて、地域の皆さんが中心となって活動している事業と、ボランティアの皆さんのお力を借りて法人が行っている事業があります。

「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指し、できる限り一人ひとりのライフスタイルに合わせた支援ができるように取り組んでおります。

地区社会福祉協議会 (地区社協)

富津市には11地区の地区社会福祉協議会があり、各々が地域の特性に合わせた活動を展開しています。地域住民が主体となり、地域総ぐるみで住みよいまちづくりを目指し、様々な活動を行っています。

地区社協の目指すもの

①各種住民組織・グループとの協力体制の「場づくり」

地域の中には、色々な自治会を始め、民生委員・子供会やPTA、老人クラブ等、住民団体や役員さんがいます。

それぞれの組織が目的をもって地域づくりを行っていますが、これらの組織がバラバラに活動しているだけでは非効率であったり、目標に達成できない場合があります。

同じ目的（地域の活性化・住みやすい地域づくり等）を持った地域住民が自発的に課題解決の「場」に参加し、お互いに協力しながら問題解決を図っていくためにも地区社協での「場」づくりは必要です。

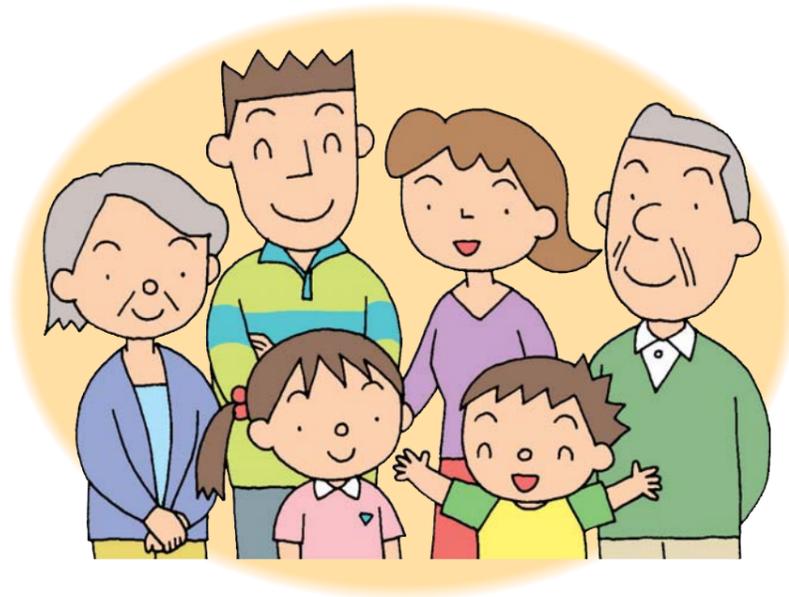
②住みよい福祉の推進役として

住みよいまちづくりを推進していくためには地域が抱えている生活上の諸問題を解決していく必要があります。地区社協では、地域で抱えているこれらの諸問題について地域住民全体の問題として取り上げ、その解決を図る為の一端を担っています。

「地域福祉」を推進するうえで大きな役割を果たしています。

③地域におけるボランティア活動の推進役として

地域には様々なボランティア活動に取り組んでいる人々がいます。また、地域の中で役立ちたいと考えている方もいます。地区社協はこのような地域住民を掘り起こし、地域でのボランティア活動の輪を広げていく役割もあります。



地区社協の構成

地区社協の組織は、住民全体に支えられています。

地域福祉を推進するにあたり、地域住民の総意を集結できるよう、福祉・教育・医療・保健等に関する専門機関と連携・協力しながら活動しています。

地区社協を構成する団体

地区社協を構成する団体には次のような団体があります。

各地区の特性に合わせ、地区社協の推進員として地域に根差した活動をしています。

- ①住民代表的な性格の強い組織団体 …………… 自治会、青年組織 等
- ②福祉専門的性格の強い組織団体 …………… 民生委員・児童委員、主任児童員、ふれあい推進員、社会福祉施設、ボランティア団体 等
- ③当事者的な性格の強い組織団体 …………… 障がい者団体、老人クラブ 等
- ④関連分野団体及びその地域担当者 …………… 学校関係団体、医師会、警察、消防関係 等
- ⑤その他 …………… 学識経験者、個人 等

*全ての団体が推進員として地区社協に所属しているという事ではありません。各地区社協によって推進員として登録されている団体は変わります。

地区社協の活動

地区社協では地域に寄り添い、地域に根差した事業を地区ごとに検討して活動を推進しています。一例を挙げますと

- ①見回りネットワーク …………… 一人暮らし高齢者や、支援の必要な方に対して定期的に訪問し、安否の確認等を行います。
- ②給食サービス …………… 一人暮らし高齢者で給食サービスを希望する方を対象に年4~12回弁当等を配布します。(地区によって回数は違います。)
- ③登下校児童の見守り …………… 小学校の登下校時に危険個所に立ち、児童が安心して登下校できるように声掛けをしています。
- ④広報誌の発行 …………… 年に数回、地域での活動状況を皆さんにお伝えしています。



子育て支援事業

富津市内で運営されている子ども食堂等の支援を行いながら、子育てに関する様々な課題を把握し、その解決に向けた支援の方法を検討していきます。

ちょっと困ったときのお助け隊

日常生活を営んでいく上で、専門業者に頼むほどではないが自分では「ちょっと困った」をお手伝いします。

対象

利用については概ね65歳以上の一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯。
(お一人様 月1回まで、年12回程度)
※15分以内に完了する「ちょっと困った」です



在宅ケアサービス事業

富津市内に住んでいる高齢者や障がい者の方が住み慣れた地域のなかで介護保険制度や障害者総合支援制度では対応しきれない訪問介護サービスを提供し、安心して在宅生活を送れるよう支援します。

「協会員」として登録、申し込みを行い地域の中から参加したホームヘルパーなどの有資格者の「協会員」が家事援助や介護サービスを有料で提供する会員制の相互扶助制度です。

(生活援助 1時間850円 身体介護 1時間1,050円 交通費 200円)



シルバーテレホン友愛サービス事業

ボランティアの協力のもと富津市内に住んでいるひとり暮らし高齢者の安否確認を目的とした電話訪問を行っています。月曜日から金曜日までの5日間(祝日、年末年始を除く)10時から12時の間に利用登録されている方に行っています。

利用できる人

富津市内に住んでいる65歳以上のひとり暮らし高齢者

料金

無料です。

申請・利用の手続き

- 担当地区民生委員にお申し込みください。
 - 利用者登録申込書をご記入いただけます。
 - 当協議会から利用される方にご連絡し確認後、本事業の開始となります。
- ※担当地区民生委員が分からない場合や詳しい内容を確認したい場合は当協議会へご連絡ください。

利用にあたっての留意点

安否確認が目的であるので、不在の場合は確認がとれるまで電話をかけますので、外出などの予定があり自宅を不在にする場合は前もって、その旨のご連絡をお願いします。

車いす貸与

怪我や高齢で車いすを必要とする方へ通院や外出の為に貸出を行っています。

利用できる方

富津市内に住んでいる方

申請・利用の手続き

- 当協議会又は、大佐和地区地域包括支援センターで申請書にご記入いただき利用料をお支払いいただきます。
 - 基本的に即日の貸出が可能です。
- *貸出、返却の際は申請者ご自身で運搬をお願いします。

費用

- 1週間以内での利用は無料です。
*前貸出し日より1ヶ月以上経過していれば次回も1週間までは無料となります。
- 1ヶ月につき、500円の利用料がかかります。

利用にあたっての留意点

- 1ヶ月申請された方が、1週間以内に返却されても利用料は返納できません。
- 1ヶ月以上の利用を希望の場合は、再度当協議会にて更新申請をしていただき、利用料をお支払いいただきます。
- 1週間の利用期日を過ぎた場合、1ヶ月利用となり500円領収させていただきます。



福祉カー貸出し

車いすのまま車に乗れる福祉カーを無料で貸し出ししています。通院等で福祉車輻が必要になった時に当協議会で管理している福祉カーの貸出を行っております。

対象

- 富津市内に居住する障がいがある方とその家族
- 高齢者とその家族

費用

- 原則無料ですが、燃料費のみご負担いただきます。
- *貸出時に燃料を満タンにしてお貸しします。返却時に満タンにしてお返してください。

申込方法

- 電話または来所の上予約して頂き、申請書をご記入いただけます。なお、申請時に運転される方の免許証番号を記入していただき、コピーを一部頂きます。
- ※車輻保険適用年齢がありますので、申請のときにご確認ください。



ふっつ成年後見支援センター

ふっつ成年後見支援センターでは、判断能力が低下した人や将来に不安を持たれている誰もが安心して、その人らしい生活を送れるように支援します。

成年後見制度とは…

認知症や知的障がい・精神障がい等の理由で判断能力が不十分な方々の「財産」や「権利」を保護し、いつまでも住み慣れた地域の中で自分らしく安心して生活を送るために支援する制度です。

大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

「法定後見制度」には本人の判断能力の程度に応じて「補助」「保佐」「後見」の3類型があります。

	類 型	状 態	支 援 内 容
法定 後見制度	後 見	判断能力が欠けていることが 通常の状態の方 重度の認知症等により様々な物事を判断できない為、本人の意思決定が不利益をもたらすこともあります。	日常生活行為を除くすべての法律行為(財産管理・身上監護)を本人の代わりに執り行います。 必要に応じて本人に不利益をもたらす契約等を取り消すこともできます。
	保 佐	判断能力が著しく不十分であり、 常に支援が必要な状態の方 認知症の初期状態であったり、中程度の知的・精神障がいがあるため、多少の判断は出来ますが、重要な事柄を判断することは困難です。	申し立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」を本人に代わって執り行います。 重要な契約行為・法律行為等への同意や取り消しも行うことができます。
	補 助	判断能力が不十分であり、 支援が必要な場合もある状態の方 本人も自覚している物忘れがあったり、理解能力の低下があるため、重要な事柄について意思決定するには誰かに支援してもらう必要があります。	申し立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」を本人に代わって執り行います。また、申し立て時に選択した「重要な法律行為」の一部に同意したり、取り消しを行うこともできます。
任意 後見制度	今は大丈夫であっても将来が不安な方 将来的な認知症等への不安に備えて、自分をサポートしてくれる代理人と内容を決めておくことができます。	将来誰にどのような支援をしてもらうかという内容を決め契約を結んでおきます。 契約内容は公正証書にして法務局に登録します。	

後見制度の種類

保佐・補助類型については本人が裁判所に申し立てることも可能です。

本人以外の申し立てにより保佐人・補助人に代理権等を与える審判をする場合には本人の同意が必要になります。

財産管理

不動産を含む本人の財産を把握し、預貯金・年金受取等の収入と入院費用や介護サービス利用料金、水道光熱費などの支出を確認しながら本人の財産を守ります。

身上監護

本人の生活・医療・介護などに関する法律行為を行うことを言います。

住居に関する手続きや契約、医療にかかる治療や入院手続き、介護保険サービスの利用契約手続き等がこれに当てはまります。

ふっつ成年後見支援センターの業務

ふっつ成年後見支援センターでは、判断能力が低下した人や将来に不安を持たれている誰もが安心してその人らしい生活を送れるように次の業務を行います。



①法人後見の受任業務

裁判所の審判により富津市社会福祉協議会が法人後見人(保佐人・補助人)として後見事務を行います。裁判所の定める範囲内で、本人が判断能力があったときにはこうするであろうと思われる最善の内容で契約したり、不利益となると判断した契約を取り消す等、本人の財産や権利を守りながらその人らしく生活できるよう支援します。

②成年後見制度に関する広報啓発活動

成年後見制度について市民の皆さんに広く知っていただくために、チラシやパンフレットを作成したり、関係機関の職員や市民の皆さんを対象に出前講座を開催します。

③成年後見制度に関する相談・支援

成年後見制度に関する相談窓口として本人・家族・関係機関等からの相談を受け、必要に応じて弁護士や家庭裁判所などの機関につなげます。
また、ご家族で申立書を作成する場合には記入方法等の支援を行います。

④市民後見人の育成

弁護士や社会福祉士などの専門職だけでは後見人等を必要としている方々全てにサービスを提供できない場合があります。このため、後見人等にふさわしい人材を市民の中から育成し、支援をしていきます。

⑤NPO法人等との連携

後見人を受任しているNPO法人などと連携し、富津市における成年後見制度の利用推進に努めます。

⑥日常生活自立支援事業

成年後見制度の利用対象にならない程度の判断能力の方や、高齢者・障がい者の方々が安心して日常生活を送れるように金銭管理や福祉サービスの利用手続きを支援する事業です。
成年後見制度とは別事業ですが関連性の高い事業です。

お問い合わせ先

社会福祉法人 富津市社会福祉協議会 **ふっつ成年後見支援センター**

〒293-0006 富津市下飯野2443番地 TEL.0439(87)9611

TEL.070-5076-0011 (受付専用電話番号)

日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業とは…

成年後見制度を利用するほどの判断能力の低下はないけれど、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に不安がある方に対し、定期的に訪問をして笑顔で自立した地域生活を送るために必要な支援を行います。

こんな悩み、ありませんか？

- ・福祉サービスの利用のしかたがわからない
- ・通帳やはんこ、大切な書類をよくなくしてしまう
- ・公共料金支払いや銀行の払い戻しに不安を感じている など



相談・利用の流れ

①まずはご相談ください。

職員が訪問し、困っていることなどをお聞きします。

不安に思っていることや困っていることを確認し、本事業の内容を説明しながら支援できる内容であるか確認します。



②簡単な調査を行い、千葉県社会福祉協議会で開催される契約締結審査会に書類を提出します。

利用者が契約するにあたって判断能力があるかどうか、支援内容が適正であるか審査します。

③ご本人の希望を確認しながら支援計画を作成し、その計画で良ければ契約します。

④支援を開始します。

担当の支援員（専門員）が計画に基づき、定期的に訪問し必要な支援を行います。

■利用料（1か月の合計時間で請求いたします）

年会費	3,600円（月額300円）	
財産保全サービス	3,000円（月額250円）	
福祉サービス利用援助	支援時間が1時間30分未満	1,000円
	1時間30分以上2時間未満	1,500円
	以降 30分ごとに500円加算	
生活支援員の交通費	30分未満	無料
	30分以上1時間未満	500円
	1時間以上	一律1,000円

*生活保護世帯は無料です。

日常生活自立支援事業に関すること

計画的な訪問により福祉サービスを利用するお手伝いや日常的な金銭管理をお手伝いすることで高齢者や障がい者の方々が、住み慣れた地域で生活できるように支援する事業です。



例えば……

①福祉サービスって何があるんだろう？《福祉サービス利用援助》

福祉サービスを安心してご利用できるようお手伝いします。（福祉サービスの情報提供・利用手続きの支援など）

②お金の管理が心配《財産管理サービス》

毎日の暮らしに欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。（通帳からの払い戻しや入金のお手伝い、公共料金等の支払いなど）

③通帳や年金証書をどこに置いたか忘れてしまう《財産保全サービス》

大切な書類や印鑑をお預かりします。（年金証書や実印、権利証など重要書類を社会福祉協議会が契約する銀行の貸金庫に保管）

④将来のことや財産が心配《専門家の紹介サービス》

弁護士・司法書士・社会福祉士紹介サービスも利用できます。

対象

高齢者や障がい者で利用に必要な契約の内容を理解でき利用を希望される方

利用料

相談から契約まで無料です。

契約後サービス利用開始からは、支援を行うごとに利用料がかかります。

*詳細や方法についてはお問い合わせください。



富津市ボランティアセンター運営事業

内容

ボランティアセンターは、ボランティア活動に「関心がある」「参加したい」などの市民の皆さんの窓口として、さまざまな情報を収集し、ニーズにあった活動を提供できるよう、ボランティア活動を応援いたします。

①相談、紹介

ボランティア活動をしたい人やボランティアのサービスを求めている人の相談を行い希望にあった活動を一緒に考え探します。またボランティアの派遣が必要な方にはボランティアの募集、調整を行います。

②連絡調整

ボランティア活動の円滑化のために福祉施設、団体、個人などの連絡調整を行います。

③情報の収集、提供

地域にどんな課題があるか目を配りながら、福祉施設や福祉団体、ボランティアグループなどの情報や、ボランティア活動に必要なさまざまな情報を収集し、情報誌等でお知らせしたり、相談の時にも役立てたりします。

④ボランティア登録

ボランティア活動者の登録を行っています。

グループでも個人でも登録でき安心して活動できるようボランティア保険の加入や活動に対するサポートを行っています。

*当協会にて随時登録を受け付けていますので、ご相談ください。

⑤収集ボランティア

「エコキャップ」「プルタブ」「テレホンカード」「使用済み切手」などを収集しています。

収集物は、関係団体などに送り、福祉関連の事業に役立てて貰います。

回収場所は… 社会福祉協議会 月曜日から金曜日 8時30分から17時15分



災害ボランティアセンター運営事業

内容

全国の社会福祉協議会は地震等災害が発生し、地元住民が自主的に復旧・復興できない場合や行政が取り組むことができない部分が発生した時に災害ボランティアセンターを立ち上げボランティアを募集し、協力をいただきながら復旧・復興支援を行います。

災害ボランティアセンターの機能 災害ボランティアセンターは次に掲げることを行います。

- ①被災者のボランティア・ニーズの把握
- ②被災状況の把握と関係機関への情報提供、支援要請
- ③災害支援ボランティアの受け入れ、ボランティア活動保険加入手続き
- ④災害支援ボランティアと支援を必要とする地域住民のコーディネート
- ⑤障がい者、高齢者等の要支援者の状況確認
- ⑥その他、被災状況、時期により必要と認められるもの

災害支援ボランティアの募集の流れ

- ①第1段階は市内の被災状況を確認しながら、市民の皆さんにボランティアの募集をホームページ等で行います。
- ②第2段階として、上記によりボランティアが不足した場合等は、千葉県社会福祉協議会と連携して、県内の被災地外の市町村社協に対し、ボランティアの募集の応援要請を行います。
- ③第3段階として、県内で必要なボランティアが確保できない場合は、千葉県社会福祉協議会を通じて、県外の都道府県社会福祉協議会に対し要請し、全国へボランティア募集の応援要請を行います。

ボランティアの派遣基準について

- ①ボランティアの安全が確保できること
- ②行政が取り組むことができない活動であること



災害時のボランティア活動の心構え 10箇条

- ①ボランティア本人の自発的な意思と責任により活動に参加することが基本です。
- ②自分自身で被災地の情報を収集し、現地に行くか、行かないか判断しましょう。
- ③安全や健康について自分自身で管理しましょう。体調が悪ければ、参加を中止することが肝心です。
- ④宿泊場所は、事前に被災地の状況を確認し、自分で手配してください。水、食料、その他身の回りのものについても事前に用意し、携行のうえ活動を開始してください。
- ⑤被災地に到着した後は、必ず災害ボランティアセンターを訪れ、ボランティア活動の登録を行ってください。
- ⑥被災地における緊急連絡先や連絡網を必ず確認するとともに、地理や気候等の周辺環境を把握したうえで活動してください。
- ⑦被災した方々の気持ちやプライバシーに十分配慮し、マナーある行動と言葉づかいで参加してください。
- ⑧必ず災害ボランティアセンターや現地受け入れ機関の指示に従って活動してください。
- ⑨無理な活動は事故につながります。自分にできる範囲の活動を行ってください。(休憩を心がけましょう)
- ⑩居住地(又は出発地)の社会福祉協議会でボランティア活動保険(天災タイプ)に加入しましょう。(自己負担)

富津市ボランティア連絡協議会

富津市ボランティア連絡協議会は、富津市社協に登録されたボランティアグループ及び個人ボランティアを会員として組織され、相互交流や親睦、ボランティア活動の拡充に関する事業を行い、地域福祉の推進を図る組織です。

活動内容

- 環境美化活動
- 子供食堂、食育、災害ボランティア
- 1人暮らしの高齢者に声の訪問
- 声の広報(広報ふつつ、県民だより)
- 在宅ケアサービス
- 障がい児支援組織
- 影絵ボランティア
- 絵本による読み聞かせ
- 歌、楽器、踊り、ウクレレバンド、演芸ボランティア
- 災害ボランティア
- 布絵本・おもちゃの作成ボランティア
- 各行事への参加協力
- 児童・生徒の安全確保ボランティア
- 花火大会協力、子ども祭り協力
- 伝統文化の継承と地域発展の寄与
- 小・中学生を対象とする学習支援

等



総合相談事業

①法律相談

契約している弁護士が法律に関する初期相談を行います。(予約制)

②福祉相談なんでも窓口

福祉全般のことで困ったことやどこに相談すればいいのかわからないなどを当協議会職員が相談を受けます。また、内容を確認して問題解決に向けての対応や専門機関などに繋げます。

相談事業名	相談日	時間	場所	相談方法	相談員
法律相談	第1・3金曜日	13:30~16:25 1人25分間	市役所 第一市民相談室	面接予約制 87-9611	弁護士
福祉相談 なんでも窓口	月曜日~金曜日	9:00~17:00	当協議会 事務局	電話 87-9611	当協議会 職員

*予約お問い合わせのお電話の受付は、土・日・祝日・年末年始は除きます。また、相談日が祝日の場合は変更となります。

法律相談

目的

社会生活の問題・お金の問題・子供のこと等、法的問題でお困りの方に弁護士が初期アドバイスをおこないます。

利用できる方

富津市内に住んでいる方

利用日時

毎月第1・3金曜日 13時30分~16時25分まで
一人25分間の相談となります。

- ① 13:30~13:55
- ② 14:00~14:25
- ③ 14:30~14:55
- ④ 15:00~15:25
- ⑤ 15:30~15:55
- ⑥ 16:00~16:25

*事前に予約が必要になります。

費用

無料です。

お問い合わせ先

当協議会にお問い合わせください。

予約は電話でも、当協議会にお越しいただいてもかまいません。



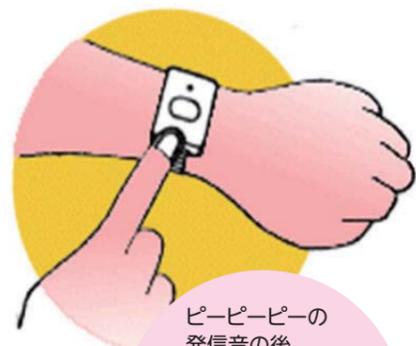
福祉緊急通報システム設置事業

ひとり暮らしの高齢者を対象に緊急通報装置を設置し、安心した在宅生活が送れるよう支援します。

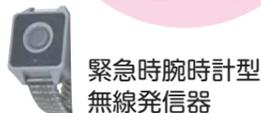
しくみ

現在、使用されている固定電話機に装置を取り付けます。緊急時に腕時計タイプ発信器のボタンを押すとあらかじめセットしておいた親戚や知人に自動的に連絡が入ります。第1、第2、第3通報先に連絡が入り、必要に応じ救急車が出動します。

緊急事態発生



ピーピーピーの発信音の後、私を助けてください住所は…名前は…電話は…のメッセージが繰り返されます。



緊急時腕時計型無線発信器



緊急時登録先救助音声通報器

第1通報先

ご近所の方
近くに住むご家族 等

第2通報先

市内に住むご家族
近くに住むご家族 等

第3通報先

消防署

3か所の通報先全てに通じるまで繰り返し通報します。

対象

富津市内に居住する65歳以上のひとり暮らし高齢者
(固定電話を利用されている方)

申請・利用の手続き

申請書に必要事項をご記入いただき、担当地区民生委員より当協議会へ申請していただきます。申請書に第1・第2通報先もご記入いただきます。

*第1・第2通報先になる方に必ずご了承をいただけてください。

費用

設置時の工事費1万円のみで維持費はかかりません。



音訳奉仕事業 (草笛会・いさり火の会)

視覚障がい者(児)が情報不足等にならないように、ボランティアの協力により広報等の音訳CDを作成しています。

対象

富津市内に住んでいる視覚障がい者(児)

内容

現在音訳CD作成に、2つのボランティア団体が活動しています。音訳CDは郵送でお届けしております。

①草笛会……………「県民だより」の音訳CDの作成

②いさり火の会…「広報ふつつ」の音訳CDの作成

*平成25年6月より「広報ふつつ」の音声データを富津市ホームページ内の「音声広報」で公開しております。よろしければ聞いてみてください。

利用方法

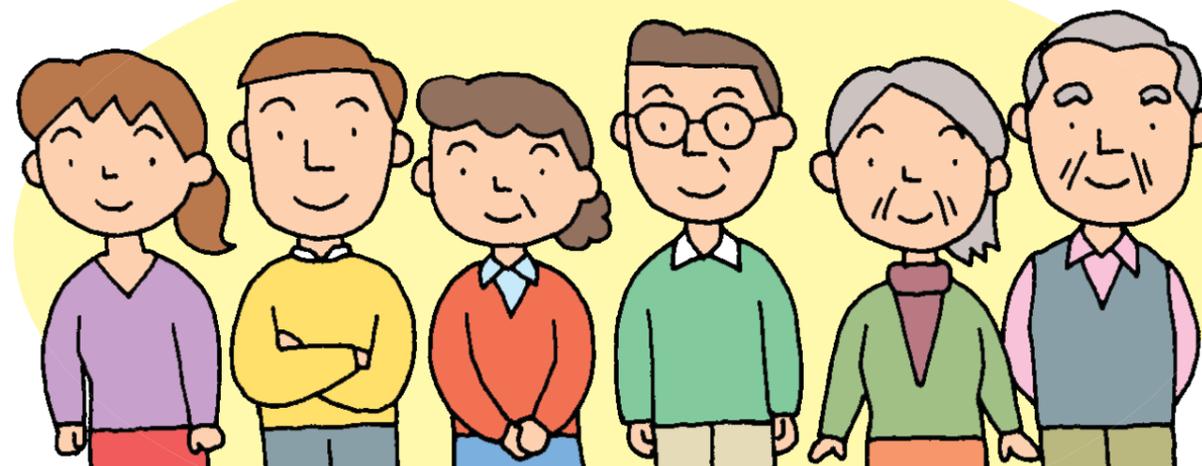
音訳CDをご希望の方は当協議会までお申し込みください。

費用

無料です。また、郵送料については、第四種郵便物により無料です。

音訳CDの返却方法

原則担当地区民生委員が自宅に伺い回収します。



福祉教育推進活動

内容

生涯を通じて行われる福祉活動への支援、協力を行っています。

学校関係

- ①福祉に関する授業の企画支援及び講師派遣
- ②福祉機器(車いす・高齢者疑似体験セット等)の貸出

その他の団体等

- ①福祉講座の企画支援・講師派遣
- ②視察研修先との連絡調整 など

具体的な例としては、各学校へ職員や障がい者などが訪問し、福祉に関する講演を行ったり、車いすや高齢者疑似体験セットを用いて、児童や生徒が実際に体験するお手伝いをしたりしています。もちろん、学校の授業の一環だけではなく、PTAの皆さんや、子供会・地域の研修等、ご相談があれば対応いたします。



費用

当協議会の職員が対応の場合は無料です

希望される場合

- ①体験学習や講演を希望される学校や団体は当協議会にご相談ください。内容を確認のうえ講師(職員含)・日程の調整をさせていただきます。
- ②また機器の貸出のみも承ります。機器の貸出については借用書を提出していただきます。

利用にあたっての留意点

- ①講師派遣につきましては職員・外部講師に限らず日程の調整が必要ですので早目にご相談ください。
- ②機器の取り扱いには十分お気を付け下さい。
- ③貸出機器は原則として各団体で借入・返却していただきます。きれいに清掃してください。



交通手段支援事業

内容

ご利用者の自宅または社協の指定する場所から最寄りのスーパーマーケットや病院など(いずれも市内に限る)の間を送迎し、利用者が自由に買い物や通院ができるよう支援を行っています。

なお、この事業はボランティアの方の協力により行っています。

利用できる方

- 介護保険制度や障害者総合支援法でのサービス、家族の援助等が受けられず、自力で買い物や通院することが極端に制限される方。
- 住民税非課税世帯の方。
- 住居地域に公共交通の手段がなく買い物・通院等困難な方。
- その他、会長が特に必要と認めた方。

費用等について

- 利用料は無料
- *利用については申請書が必要です。(住民税非課税世帯の方は非課税証明書を添付してください。詳しくはお問合せください。)



富津市社会福祉大会

目的

社会福祉協議会の役割である地域福祉推進については、地域住民と一丸となった活動がもたらわれています。

そこで地域住民や関係福祉団体等が一堂に会し、「ふれあいと支えあいのある心豊かな社会」の実現を認識するとともに、日頃多くの場において活躍している団体及び市民の皆さんを表彰し、感謝の意を表すことを目標としています。



テーマ

「みんなでつろう、心ふれあうハートフルタウン」

内容

①大会式典

長きにわたり地域福祉に貢献して下さった団体及び個人への表彰と、社会福祉協議会事業にご理解いただきご寄付を頂いた団体及び個人への感謝状の贈呈を行います。

②オープニング・アトラクション

市内の福祉施設や学校等にご協力いただき、日頃の活動を発表していただきます。

③記念講演

年度ごとに高齢者・障がい者・児童福祉等のテーマを決め、テーマに応じた講師をお招きし講演していただきます。

④各団体パネル展示

地区社協・ボランティア団体等が日頃の活動をパネル展示し、地域の皆さんに広報啓発します。

*内容は年度ごとに検討しておりますので変更になることがあります。

対象者・参加申し込み

- 大会の参加はどなたでもできます。
- パネル展示等につきましては当協議会へお問い合わせください。

福祉バザー

内容

日頃多くの場において活動している地区社会福祉協議会や福祉団体、福祉施設の財源確保と広報啓発活動のため、年1回福祉バザーを開催しております。

バザーの収益金は各団体の財源として有効に活用しております。

出店団体

地区社会福祉協議会・ボランティア連絡協議会登録団体・市内福祉施設などが参加しております。

*一般団体及び個人の出店は要綱に基づき会長が認めた場合に限りです。

出店を希望される場合

例年出店している福祉団体には開催前に参加の有無・出店内容について確認をさせていただきます。(文書を郵送)

また、新たに参加希望される福祉団体や一般の個人・団体の方は当協議会の広報を確認しお申し込みください。

*食品加工品の販売は保健所等で指定されている加工品表があるものに限りです。

バザーにご来場いただく場合

例年10月頃、会場を富津市総合社会体育館で予定しておりますが、変更になることもあります。

開催日時・場所はポスター・チラシ・福祉ふつつ等で確認してください。



千葉県社会福祉協議会生活福祉資金貸付事業

内容

比較的所得が少ない世帯(以下「低所得世帯」といいます)・障がい者・高齢者世帯に対して資金の貸付けや必要な相談支援を行い安定した生活を送れるように事業を行っております。また、この貸付制度は千葉県社会福祉協議会が実施主体となり、市町村の社会福祉協議会が相談や申請の窓口をしております。

なお、貸付には条件や審査がありますので、ご希望に添えないことがあります。

詳しくは当協議会へご相談ください。

令和5年3月現在

生活福祉資金種類・用途	貸付対象	貸付限度額	返済期間	措置期間	貸付利子	
総合支援資金	生活支援費 生活再建までの間に必要な生活費用	①低所得世帯であって、収入の減少や離職等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること ②生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、社会福祉協議会や、ハローワーク等の関係機関から貸付後の継続的な支援(就労支援、家計指導等)を受けることに同意していること	複数世帯⇒月20万円 単身⇒月15万円 *貸付期間12ヶ月(但し、当初は最長3ヶ月以内)	20年以内	貸付後 6ヶ月以内	連帯保証人あり ⇒無利子
	住宅入居費 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	③離職等の日が申請時から2年以内であること ④申請時の年齢は65歳未満であること ⑤資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能であること ⑥現に住居を有していること又は住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること ⑦社会福祉協議会が貸付け、関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、かつ貸付金の償還を見込めること ⑧失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと ⑨本人及び世帯員が暴力団員でないこと	40万円			連帯保証人なし ⇒年1.5%
	一時生活再建費 生活を再建するために一時的に必要な費用		60万円			
教育支援資金	教育支援費 高校、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校の就学に必要な経費	●低所得世帯 他からの融資を受けることが困難な方(日本学生支援機構・日本政策金融公庫他)	高校⇒月3.5万円 高専・短大⇒月6万円 大学⇒月6.5万円	原則 10年以内 (最長20年以内)	卒業後 6ヶ月以内	無利子
	就学支度費 高校、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校の入学に際し必要な経費	●教育支援費と同じ (入学時のみ申請可)	50万円			

生活福祉資金種類・用途	貸付対象			貸付条件			
	低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	貸付限度額	返済期間	措置期間	貸付利子
結婚、出産、葬祭に必要な経費	○	○	○	50万円	3年以内	貸付後 6ヶ月以内	連帯保証人あり ⇒無利子 連帯保証人なし ⇒年1.5%
小規模住宅改修費、住宅設備費	○	○	○				
転宅費	○	○	○				
障害者等福祉用具購入費	×	○	○	170万円	8年以内		

生活福祉資金種類・用途	貸付対象			貸付条件			
	低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	貸付限度額	返済期間	措置期間	貸付利子
障害者自動車購入費	×	○	×	一般車両⇒200万円 福祉車両⇒250万円	8年以内	貸付後 6ヶ月以内	連帯保証人あり ⇒無利子
住宅改修費	○	○	○	250万円	7年以内		
療養費	○	△	○	1年以内⇒170万円 1年6ヶ月以内 ⇒230万円	5年以内	最終貸付から 6ヶ月以内	連帯保証人なし ⇒年1.5%
介護等費	○	○	○				
災害援護費	○	△	△	150万円	7年以内	貸付後 6ヶ月以内	
生業費	○	○	×	460万円	20年以内		
技能習得費	○	○	×	6ヶ月程度⇒130万円 1年程度⇒220万円 2年程度⇒400万円 3年程度⇒580万円	8年以内	卒業後 6ヶ月以内	連帯借受人あり ⇒無利子
支度費	○	○	×	50万円	3年以内	貸付後 6ヶ月以内	連帯借受人なし ⇒年1.5%
緊急小口資金 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要生活費	●低所得世帯 ●富津市に6ヶ月以上居住している方(単身世帯・1年以上)			10万円	8ヶ月以内	2ヶ月以内	無利子

上記「貸付対象」のうち「△」がついている資金については、「障害者世帯」もしくは「高齢者世帯」としては直接該当にはならないものの、当該世帯が低所得世帯の基準に該当していれば「低所得世帯」として貸付対象になります。

富津市社会福祉協議会社会福祉金庫資金

内容

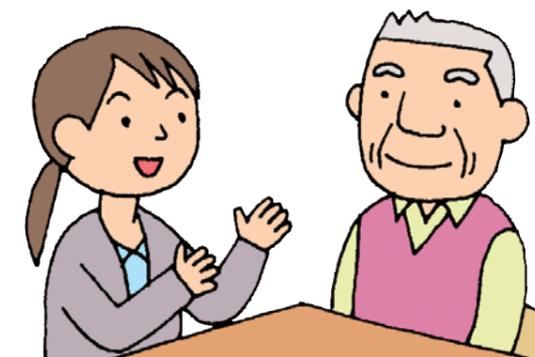
低所得者や障がい者、高齢者に資金の貸付けや必要な相談支援を行い、安定した生活を送れるように事業を行っております。

富津市社会福祉金庫資金

応急的な資金の貸付によって安定した生活をしていただく為の資金

- 条件……………富津市に住所を有する低所得者世帯
- 貸付限度額……4万円以内
- 返済内容…………措置期間 貸付の日から1ヶ月
償還期間 10ヶ月以内

*また、条件や審査がありますので、ご希望に添えないこともあります。
詳しくは、当協議会にご相談ください。



富津市社会福祉協議会緊急小回資金

内容

緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった方に対して資金の貸付けや必要な相談支援を行い、安定した生活を送れるように事業を行っています。

富津市社会福祉協議会緊急小回資金

生活に困窮し、緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった方に対し貸付

- 条件……………富津市に住所を有する低所得世帯及び緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった者
- 貸付限度額……1万円以内
- 返済内容……………措置期間 なし
償還期間 6ヶ月以内

*また、条件や審査がありますので、ご希望に添えないこともあります。詳しくは当協議会にご相談ください。



富津市大佐和地区地域包括支援センター

目的

高齢者(65歳以上)の皆さんが可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できるように高齢者本人はもちろん、家族や地域の住民の相談にのります。



対象者

65歳以上の高齢者及び介護等に不安のある地域住民

支援内容

①介護予防ケアマネジメント

- 介護保険が利用できる場合……………要支援1・2と認定された者に対しケアプランの作成。
- 介護保険が利用できない場合……………生活機能の確認の結果、筋力の衰えや栄養状態の低下などが認められる場合は介護予防プログラムの利用ができます。

②権利擁護

- 成年後見制度・日常生活自立支援事業……………認知症などにより判断能力が充分でない人が、財産管理や日常生活における支払いや契約などを行う際に不利益にならないよう支援します。
- 高齢者に対する虐待(身体的虐待・心理的虐待・経済的虐待・介護の放棄・放任・性的虐待など)に対し支援が必要と思われたときに支援いたします。

③総合相談

介護に関する相談以外に健康、福祉などの相談をどこにしていかわからない心配事や悩み事の相談を受けます。

④包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように様々な職種や機関とのネットワーク作りをし、地域で暮らし続けることができるよう高齢者の生活を支援いたします。

例えば……

介護保険の申請をしたいけど、市役所まで申請にいけない。

来所が困難な方は、職員が自宅を訪問します。状況を確認し、ご本人やご家族の代行として市役所に介護保険の申請を行います。

お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

富津市大佐和地区地域包括支援センター 富津市小久保2888番地
☎0439-29-6770

*当法人では、富津市より「大佐和地区」を活動圏域として委託を受けております。相談する対象者が「富津地区」、「天羽地区」の方は下記へご相談ください。

富津地区→富津市富津地区地域包括支援センター ☎0439-29-6582
天羽地区→富津市天羽地区地域包括支援センター ☎0439-70-6150

こんにちは!

地域包括支援センターです。

介護の悩み・高齢者の皆さんの悩みは一人で抱えてしまうとストレスがたまる一方ですね。介護保険はもちろんのこと、高齢者の方に関する様々な悩みや疑問、健康のことなど、困ったことはぜひ地域包括支援センターにご相談ください。

地域包括支援センターって?

高齢者の皆さんが可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できるように高齢者本人はもちろんのこと、家族や地域の住民の相談にのります。

「主任ケアマネジャー」という介護の専門家、「社会福祉士」という福祉の専門家、「保健師・看護師」という保健や医療の専門家が所属しており、それぞれの得意分野を活かしながら連携を取って具体的な解決策を提案します。



地域包括支援センターの役割は?

介護予防ケアマネジメント事業

- 介護認定で「要支援」と判定された高齢者を対象に、介護予防ケアプランを作成します
- 介護認定で「非該当」と判定された、または要介護認定を受けていない高齢者を対象に介護予防支援を実施



総合相談・支援事業

- 高齢者に関するすべての相談の受付（必要に応じて訪問もします）
- 介護・医療・福祉・保健など、さまざまな制度やサービスの紹介



包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- 地域のケアマネジャーを対象とした研修会の実施
- ケアマネジャーが抱える困難な事例についてのアドバイス



権利擁護事業

- 悪徳商法などの被害防止と対応・高齢者虐待の早期発見と防止
- 成年後見制度の手続き支援



いきいき百歳体操

健康的な体を作ろう・筋力低下を防止しよう

転ぶのは体力が低下しているから、気持ちの問題? 生活環境?

すべて当てはまります。

まずは3食きちんと食べ健康な体をつくりましょう。

いつまでも自立した生活を送るため、私たちと一緒に

いきいき百歳体操を始めてみませんか。

体を動かすの
楽しい。

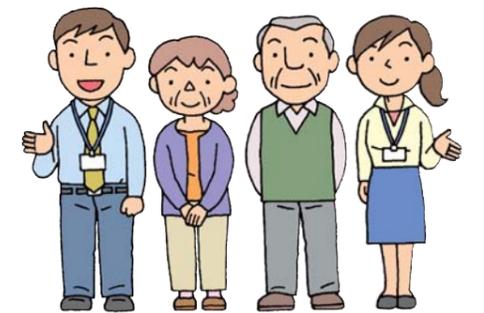
やって
よかった。

みんなに会えて
うれしい。



たくさんの声が聞こえています。
さあ始めましょう。
お待ちしております。

富津市大佐和地区地域包括支援センター案内図



富津市大佐和地区 地域包括支援 センター

〒293-0042
富津市小久保2888番地
TEL 0439-29-6770

くらしと仕事の相談支援センター

富津市在住で、失業や離職などの経済的問題や生活をしていく上で、さまざまな不安や課題を抱えた方を対象とした無料相談窓口です。

相談支援員と一緒に課題を整理し、利用できる制度のご案内や解決に向けた支援を各関係機関と連携しながら行います。

相談の流れ

●まずはご相談ください

- 電話や窓口にて受け付けています。
- 就労や住まい、心身の問題など、相談者本人や家族が抱えている問題を相談支援員が幅広く伺います。必要に応じて、訪問することもできます。

●相談内容から適切な対応を判断します

- 相談者だけではなく世帯を取り巻く状況や、問題の背景などについて、相談者と相談支援員が話し合いながら理解を深めます。
- 相談者の抱えている様々な課題を包括的に把握して、分析、評価し、解決のための支援を探します。
- 相談内容によって、くらしと仕事の相談支援センターで対応するか、他の関係機関や制度につながるか判断します。
- 他の関係機関へつなぐ場合は、同行するなど確実におつながします。

●あなたに必要な支援が計画的に提供できるように、自立への計画を立てます

- 相談者の思いを尊重しながら相談者の行動や必要な支援が計画的に行われるように、自立に向けた支援計画(プラン)案を作成します。
- 支援計画(プラン)案を「支援調整会議」で検討し、最終的なプランを決定します。

●自立への目標と一緒に取り組みましょう

- 決定したプランに基づいて、他の制度や各関係機関と連携し、寄り添いながら自立に向けた継続的な支援を行います。
- プランに沿った支援が行われているか定期的に把握し、必要に応じて調整します。



「暮らし」や「仕事」でお困りの方

ひとりで悩まず、ご相談ください！



- 仕事がなかなか見つからない
- 家賃が払えなくて困っている
- 相談する人がいない…… など、生活に悩みや不安を抱えている方は、

まずご相談ください！

☎080-5877-9611

☎0439-32-1520

相談無料・秘密厳守・予約優先

くらしと仕事の相談支援センター

受託法人【社会福祉法人 富津市社会福祉協議会】

相談受付時間：8：30～16：00 土日祝日・年末年始除く

住所：富津市下飯野2443 富津市役所1階

富津市社会福祉協議会会費

全国の市町村にあります社会福祉協議会は地域の皆さんと一体となり明るく住みよい地域社会をつくり、心豊かな地域福祉を推進することを目的とする福祉団体であり、富津市においても「みんなでつくろう、心ふれあうハートフルタウン」を目標に運営されております。

この趣旨のもとに毎年市民の皆さんに会費のご協力をお願いし、その会費により本協議会運営事務費、ボランティアセンター運営事業、シルバーテレホン友愛サービス、生活福祉資金貸付事業、福祉カー貸出、日常生活自立支援事業など多くの事業に活用させていただいております。

内容

①一般会費 年額 一世帯 600円(一口)

市民の皆さんにご協力をお願いしております。

②特別会費 年額 一世帯 1,200円(一口)

市民の皆さんに、特に社会福祉協議会の福祉事業推進にご賛同いただける方にご協力をお願いしております。

③法人会費 年額 一社 10,000円(一口)

企業等の皆さんにご協力をお願いしております。

*なお、会費は強制ではありません。



愛の募金

内容

近年、福祉を取巻く現状は少子高齢化の進行や社会環境の変化などで複雑多岐にわたってきております。富津市もますます高齢化の一途をたどっており、高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者等の方々が増えている現状にあります。

このような中で、市民の皆さんに毎年ご協力いただいている愛の募金を、市内に設置されている11地区の地区社会福祉協議会に配分させていただき、「高齢者などの見回りネットワーク事業の実施」や「子どもと高齢者の世代間交流事業の実施」、「住民座談会の開催」、「広報紙の発行」、「研修会の実施」などの事業費に活用させていただいております。

実施主体

愛の募金推進委員会

*委員メンバーは3地区区長会長及び11地区社会福祉協議会代表で構成されております。また、事務局を当協議会が行っております。

募金期間

7月1日から7月31日を募金期間と定め、皆さんにご協力のお願いをしております。

赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金

国民のたすけあい運動である「共同募金運動」は戦後の荒廃が残る昭和22年に発足しました。その間「共同募金運動」は広く国民に知られ、ご協力いただいた募金は社会福祉事業や地域福祉の推進に大きな役割を果たしています。

*共同募金運動には「赤い羽根共同募金」と「歳末たすけあい募金」があります。富津市においては、当協議会が千葉県共同募金会から委託を受け、千葉県共同募金会富津市支会として活動しております。

赤い羽根共同募金

毎年、10月1日から翌年3月31日までの6ヶ月間にわたって全国一斉に実施されています。ご協力いただいた募金は、千葉県共同募金会を通じて県内の民間福祉施設・福祉団体などの各種福祉事業や整備、災害時のボランティア支援、市内において地域福祉推進を行うための活動費として配分され活用されています。

①戸別募金 目標額 500円(一世帯あたりの目安額)

目標額は、千葉県共同募金会が翌年度の事業を計画し必要な募金額を推計し、その推計に基づき各市町村で募金額の目安を計画するものです。もちろん共同募金は、自発的な協力を基本とするものでご協力できる募金で構いません。一世帯500円が目標ですが任意での募金にご協力をお願いいたします。

②法人募金(企業等へご協力をお願いしております。)

こちらも募金ですので任意での募金にご協力をお願いいたします。

歳末たすけあい募金

毎年、12月1日から12月31日までの1ヶ月間にわたって「赤い羽根共同募金」と併せて全国一斉に実施されています。

現在は市内の重度身体障がい者(児)等の方が地域で安心して暮らすことができるように、また年間を通しての一人暮らし高齢者の見守り活動をするために地域住民、関係機関、団体等の協力により活動を行っています。

①戸別募金 目標額 400円(一世帯あたりの目安額)

目標額は、千葉県共同募金会富津市支会が事業計画から必要な募金額を推計し、その推計に基づき募金額の目安を計画するものです。もちろん募金は、自発的な協力を基本とするものですのでご協力できる募金で構いません。一世帯400円が目標額ですが任意での募金にご協力をお願いいたします。

②法人募金(企業等へのご協力をお願いしております。)

こちらも募金ですので任意での募金にご協力をお願いいたします。